

**保育園、こども園(長時間部)に通われる方へ**

◎ 保育園保育料について

- 保育料:保護者の市民税(所得割)により算定 ※下記表参照
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い**3歳児以上は保育料が0円となりました。**

各月初日の措置児童の属する世帯階層区分		徴収(保育料)基準額(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
		短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円		0円		0円	
第2階層	市民税非課税世帯(第1階層を除く)	0円		0円		0円	
第3階層	第1階層を除き、前年分の市民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額48,600円未満	11,200円	11,500円	0円	0円	0円
第4階層		所得割課税額97,000円未満	22,000円	22,500円	0円	0円	0円
第5階層		所得割課税額169,000円未満	31,800円	32,500円	0円	0円	0円
第6階層		所得割課税額301,000円未満	39,700円	40,500円	0円	0円	0円
第7階層		所得割課税額301,000円以上	44,600円	45,500円	0円	0円	0円

- ※多子軽減:同一世帯から2人以上入園している場合、在園児中、最年長の子から数えて2人目は上記保育料の半額、3人目以降は0円とする。ただし、市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合は、保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目は半額、3人目以降は0円とする。
- ※第2階層について保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は0円とする。
- ※保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は徴収(保育料)基準額(月額)から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。
- ※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。
- ※大学進学等で別居中の在園児童の兄弟がいる場合は、こども未来課へお知らせください。

○ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の保育料(下記階層以外は、上記の保育料となる)

階層区分	徴収金基準額						備考	
	3歳未満児		3歳児		4歳児以上			
	短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間	短時間保育	保育標準時間		
第2階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
第3階層	5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	保護者が監護し生計が同一の者のうち最年長者から数えて2人目以降は0円	
第4階層	所得割額77,101円未満	5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	上記表と同じ
	所得割額77,101円以上	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円	

- ※ひとり親世帯等の第4階層(所得割額77,101円以上)については保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目以降は徴収(保育料)基準額(月額)から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。
- ※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。
- ※在宅障害児(者)のいる世帯とは、本人、きょうだいとその親とする。
- ※在宅障害児(者)のいる世帯の減免については、申請のあった月からとする。

◎ 保育料算定:保護者の市民税(所得割)により算定 ※一人親世帯・多子軽減措置あり。詳しくは料金表参照

◎ 納期限(口座振替日):毎月月末 ※末日が土日祝日の場合は翌営業日

4月	5月	6月	7月	8月	9月
5月1日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日
10月	11月	12月	1月	2月	3月
10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月29日	4月1日

注:上記振替日に引き落としができなかった場合は、翌月10日に再振替をいたします。  
 注:市外園・小規模保育事業所へ通園の方は、各園により納入日、納入方法が異なります。  
 各園へお問い合わせください。

◎ 入退園について

○ 保護者が退職した場合

原則退園していただくこととなりますが、年長の年度途中の場合はそのまま在籍とします。  
また、3歳児以上児は次の仕事が年度内に決まっている場合は、在籍可能としますが、2箇月以上空く場合は協議といたします。

※短い期間でもあり、新しい集団(幼稚園)に入るのは本人の負担も多いため

○ 保護者が育児休暇となった場合(平成30年4月～)

・全ての歳児(0,1,2,3,4,5歳児)

育児休暇制度を利用されている場合は引き続き在園することが可能です。

※育児休暇中であることを確認しますので、勤務証明書へ職場で育児休暇中であることを証明いただき、園又はこども未来課へ提出してください。

※出産に伴い退職された場合は退園となります。

退職された場合の退園時期は産後8週間経過した月となります。

※その他、母子の状態等により随時協議をさせていただきます。

● 勤務日数や勤務時間を短くした場合

就労証明書を在籍園へ提出してください。入園後、申込時と比べて勤務日数・勤務時間を著しく短くした場合は、選考時点での指数と異なる状況となるため、入園取消(退園)となることがありますのでご注意ください。

幼稚園・こども園(短時間部)に通われる方へ

◎ 幼稚園保育料について

- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い3歳児以上は保育料が0円となりました。

◎ 預かり保育事業について

- 御前崎市内の幼稚園・こども園(短時間部)では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、「保育の必要性がある」家庭について預かり保育事業を拡大しました。詳しくは通園中の園へお問い合わせください。

- 御前崎市外の幼稚園・こども園(短時間部)へ通園中の方で預かり保育事業をご利用の場合、「保育の必要性がある」家庭については、事前に申請いただきますと、償還払いにて利用料をお支払いさせていただきます(上限額があり、すべて償還払いになるとは限りません)。詳しくは通園中の園へお問い合わせください。

保育料の無償化について

内閣府では、令和元年10月から幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する、3歳から5歳の全ての子どもたちの保育料を無償化しました。詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

問合せ先

御前崎市役所 こども未来課

幼保こども園係

電話 0537-85-1120